

小山工業高等専門学校入学料の免除等に関する規程

制 定 昭和50年4月1日

最終改正 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第34条の規定に基づく入学料の免除及び徴収猶予については、法令その他特別の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学料の免除)

第2条 入学料の免除(以下「免除」という。)は、次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、原則としてその全額又は半額について、これを行う。

- 一 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合
- 二 入学前1年以内において、入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 三 前2号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(入学料の徴収猶予)

第3条 入学料の徴収猶予は、次の場合にこれを行う。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合
- 三 入学前1年以内において、本校に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難な場合
- 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の事由により徴収猶予を許可された者の徴収猶予の期間は、入学年度の9月末日までとする。

3 免除又は徴収猶予の申請をした者は、これを許可し、又は不許可とするまでの間4免除又は徴収猶予を許可されなかった者及び半額免除を許可された者は、免除又は徴収猶予の不許可及び半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内において、校長が定める期間

(死亡等による免除)

第4条 次の各号に該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 一 免除又は徴収猶予を申請した者が、前条第1又は第3項の規定による徴収猶予期間内において死亡したことにより除籍された場合
- 二 免除又は徴収猶予を不許可とした者及び半額免除の許可をした者が、前条第4項の規定による徴収猶予期間内において死亡したことにより除籍された場合
- 三 免除又は徴収猶予を不許可とした者及び半額免除の許可をした者が、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合

2 前項各号の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、これを免除するこ

とができる。

(申請の手続き)

第5条 免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の申請書に次の書類を添付し、入学手続き終了の日までに校長に願出するものとする。

一 家庭調書

二 第2条第1号及び第3条第1項第2号の規定に該当する場合は、1年以内に学資負担者が死亡したことが判明できる戸籍抄本

三 第2条第2号及び第3条第1項第3号の規定に該当する場合は、市町村長又は警察署長が発行する被害程度の判明できる罹災証明書

(免除及び徴収猶予の許可)

第6条 第2条の規定により免除の申請があったとき、校長は、学生委員会の議を経て独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得てこれを許可する。

2 第3条の規定により徴収猶予の申請があったとき、校長は、学生委員会の議を経て、これを許可する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度に入学する者から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。